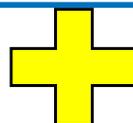


改善基準告示（従来からの規定）

改善基準告示 <バス>	
○ 拘束時間:	<u>1日13時間まで</u> （16時間まで延長可能。ただし15時間以上は週に2回まで）
○ 休息期間:	<u>1日継続8時間以上</u>
○ 運転時間:	<u>2日を平均して1日9時間まで</u>
○ 連続運転時間:	<u>4時間毎に30分以上の休憩を確保</u> （1回につき10分以上で分割可能）
○ 休日:	<u>1週間に1日以上又は4週間に4日以上</u> 休日労働は2週間に1回まで（拘束時間は4週間平均で1週間当たり最大71.5時間まで）



**改善基準告示に追加して、高速・貸切バスについて
交替運転者の配置基準を策定**

高速・貸切バスの交替運転者の配置基準

- 乗務距離による交替運転者の配置指針（平成20年6月策定）
 <貸切バス対象>
 ⇒ 発注者（旅行業者等）が把握しやすいよう、改善基準告示で定められた運転時間の上限（2日平均9時間）に相当する乗務距離の上限670kmとする指針の策定

高速ツアーバス
事故を受けた
基準の見直し

※ 平成25年8月の交替運転者の配置基準全面適用を受けて**廃止**

		配置基準（平成25年8月全面適用） <新高速乗合バス・貸切バス対象>
ワンマン運行の上限	昼間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 距離：<u>実車距離は原則500kmまで</u> ○ 時間：<u>運転時間は原則9時間まで</u>
	夜間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 距離：<u>実車距離は原則400kmまで</u>（※） ○ 時間：<u>運転時間は原則9時間まで</u> ○ 連続乗務：<u>連続4夜まで</u> ＊ただし、400km超は連続2夜まで <p>※ 夜間高速ツアーバスについては平成24年7月から、夜間貸切バスについては平成24年12月から先行実施</p>